### 東 洋 学 報 第九十九卷第三号 平成二十九年十二月

論 説

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

武

幸

髙 村

其の郡を治めるを掌る、秩二千石。丞有り、辺郡は又た長史有り、兵馬を掌る。秩皆六百石。 『漢書』百官公卿表

漢代では内郡・辺郡の区別が存在したことは広く知られている。

は

じ

め

13

郡守、

秦官、

辺郡太守各おの万騎を将い、

障・塞・烽火を行りて虜を追う。長史一人を置き、兵馬を掌る。丞一人、民を治

める。兵の行くに当りては、長史領す。部都尉・千人・司馬・候・農都尉を置く、皆民を治めず、衛士を給さ 『漢旧儀』下

辺郡には漢の支配領域周縁部に位置、または管轄区域内に異民 1

三五

上記の史料や渡邊信一郎氏の指摘を参考にすれば、

ず。

報

東

内郡

第九十九巻 第三号

二三六

族と認識される集団を包摂し、部都尉府が設置されるなど軍事色が強いという特徴がある。この辺郡と内郡との関

の物資を国家的物流により辺郡に供給したとする渡邊信一郎氏らの研究が例示できる。筆者も特定の辺郡に特定のの物資を国家的物流により辺郡に供給したとする渡邊信一郎氏らの研究が例示できる。筆者も特定の辺郡に特定の 係については、多くの研究が蓄積されてきた。内郡(生産)―辺郡(軍事)の役割分化を述べる飯田祥子氏、

内郡の戍卒が継続して配属される傾向があると指摘した。(5)

彼らが辺郡に赴いた理由を探ることで、体制・制度とは別の視点から、内郡―辺郡の関係を考察する手がかりが得 られよう。 西部一帯) これらはいわば国家体制・制度面からの研究といえるが、一方で、居延漢簡や敦煌漢簡など、漢代河西 地域から出土した史料には、内郡出身の民衆が公務や兵役による徴発によらず辺郡に赴いた事例が多い。 (甘粛省

通じて民衆一人一人を把握する「個別人身支配」の運用上、国家が民衆の移動や旅行に抑制的ではないか、という ていたが、それらは公用旅行者用であった。また漢代民衆には農民が多く、長期間耕地を放置できるのか、 点から、従来は民衆の長距離・長期間の移動については懐疑的にみられがちだった。しかし、それにしては史料に またこのことは同時に、一般民衆の移動をも解明することになる。伝舎などの旅行者用施設は戦国期以来存在し 戸籍を

であった。角谷常子氏が指摘される通り、 中心に検討する。 本稿ではこれらの点を、一九七二・七三年にA32肩水金関遺跡で発掘された漢簡にみえる通行証「伝」「致」を 同遺跡は、漢代においては河西回廊から弱水沿いに北上し、居延県へ至る途上に設けられた関所 辺境防衛組織である候官に属した中小の関所であるが、 逆にそのような

みえる辺郡へ赴いた民衆の事例は数多い。

関所を通過した人々の記録であるからこそ、様々な示唆を与えてくれるであろう。

なお本稿では、一九三○年代出土居延漢簡中のA32出土簡については「一九三○年代居延漢簡」、一九七二・七

、肩水金関出土簡牘中の関連史料とその集計

三年のものは「肩水金関漢簡」と称する。

### (一) 伝と致

にある(10) 最初に、 または兵役・力役に徴発された者、これら以外の人々を示す。彼らが直接的には個人的な必要で行なっ 検討の基盤となる史料や語句について確認する。本稿で「民衆」とした場合、官吏や官吏に準ずる地位

た用務を「私用」と称する。 内郡から私用で肩水金関を通過した人々の記録として最も重要なものは、通行証「伝」である。以下に民衆の私(ユヒ)

(商用)の伝の事例を示す。

用

官獄徵事當得傳可期言廷敢言之正月乙酉尉史贛敢言之謹案同年爵如書毋官獄徵 甘露四年正月庚辰朔乙酉南鄕嗇夫胡敢告尉史臨利里大夫陳同自言爲家私市張掖居延界中謹案同毋

事當傳移過所縣侯國勿苛留敢言之正月乙酉西鄂守丞樂成侯國尉如昌移過所如律令/掾干將令史章

掖居延の管轄区域内で個人的売買をしたい」と申し立てました。謹んで調査したところ、同には裁判にかかわ

髙村

(前五○)年正月一八日、南郷嗇夫の胡、尉史に申し上げます。臨利里の大夫、陳同が「家のために張

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

甘露四

東 洋 学

報

第九十九卷

二三八

る出頭命令はなく、 頭命令はなく、 一八日、 尉史の贛、 伝を(発給)できます。通行する県・侯国に送り厳しく留められることのないよう願い 申し上げます。謹んで調査したところ、 伝を取得できます。期間も問題ありません。廷に言上願います。以上申し上げます。 同の年爵は書類の通りであり、 裁判にかかわる出 、ます。

掾干将・令史章

以上申し上げます。正月一八日、

西鄂守丞で楽成侯国尉の如昌、

通行する所に送る。律令の通りに執行せよ。

西鄂守丞印

| 肩水金関漢簡 EJT10:120, A32

降の王莽期まで一定数みられる。鈴木直美氏の集計によれば、肩水金関漢簡紀年簡は、宣帝期のものが多めではあ(3) るが、前漢昭帝期~両漢交替期まで存在している。本稿で「前漢後半期」と称した所以である。 年が明確なものもあり、 肩水金関出土の伝は、通過者が所持する伝の内容を肩水金関で複写したものと考えられる。なお、伝については紀 本稿で使用した伝の中の紀年簡は末尾附表に集計を掲げた。 前漢宣帝期が多いが、それ以

者が所持する規制対象品が規制内である旨証明したもので、本文と致籍から構成される」とする。本稿では旅行者 に関する情報が名籍形式で記された致籍を利用する。その記載内容には幅があるが、 肩水金関を通過した人々の史料として他に「致」がある。致について本稿では青木俊介氏の理解に依拠し 旅行者の本籍地 の他、 年齢 「旅行

河南郡雒陽常富里大夫張益衆年廿六歲黑色長七尺二寸四月甲辰入 牛車一兩 (肩水金関漢簡 EJT24.50, A32)

身体的特徴や乗車・家畜等の所持品情報が記される。民衆のものと思われる事例を例示する。

字、

河內溫中侍里汪罷軍年卅八字君長 乘方相車贚牡馬一匹齒十五 八月辛卯入 (肩水金関漢簡 EJT26.35, A32

これらの史料は、肩水金関を通過した民衆の本籍地を記している点で、民衆の辺郡への移動を考えるために好適な 觻得新成里公乘王利年卅二長七尺二寸黑色牛車一兩 弩一矢五十 十二月戊寅出 (肩水金関漢簡 EJT37.1583, A32)

史料である。そこで、伝と致籍で民衆のものと思われる事例を集め、その本籍地について郡国ごとに集計した上で、

検討の材料とする。

### 集計の内容について

次に、集計に利用した史料を、どのような基準で選抜したかについて述べる。

伝については、既に註

ていても、民衆の私用の伝かどうかの判別がつく。それらのうち、本籍地が明確な事例を集計した。本籍地の確認 判明しており、例えば、「私市」や「毋官獄徴事當得傳」といった語句があれば、伝の申請者自身の情報が欠落し

(12)所掲などの先行研究により、私用の伝・公用の伝でそれぞれ特徴的な語句や書式が

には、伝に申請者の戸籍があればそれを採り、不明な場合は伝の発給県がわかればそれを本籍地とした。 伝に比べて致籍は欠損があった場合、他の名籍類との区別が難しい点がある。前掲の三例のように、写真から完

形または記載内容の欠損はないと思われる致籍の事例をみると、 民衆の致籍は、官職名や戍卒・田卒などといった

身分を示す語句がなく、本籍地・姓名・年齢といった情報の他、①所持品、②身長、③「黒色」などの顔色、

⑤「出入」関連、これらの記載が少なくとも一つは記されている。そこで、こうした記載があるか、欠損はあるが 残存する文字などからあったと判断される事例について、「致A」として集計した。ただし、明らかに他の人の保 肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡 髙村

二三九

東

第九十九卷

護下にある事例 (例:「葆」と明記がある事例) や、そう推測させる事例(例:五歳以下の幼児の事例) は採用しなかっ

方、身分を示す語句の記載がないものの先の①~⑤の記載を欠くものや、 欠損により①~⑤の記載の有無が判

然としないものもある。一例ずつ掲げておく。

准陽新郪陽安里卜免

(

河内郡溫倚林里楊衆五十五

(肩水金関漢簡 EJT4.19, A32) (肩水金関漢簡 EJT2.71, A32)

前者の事例は特に欠損はなく官職や身分を示す記載もないが、①~⑤の記載もない。例に掲げた EJT2.71は、EJT

味する「逋」字があり、力役などで徴発された民衆の致籍である可能性も否定できない。後者の事例は欠損により、(ધ) 2.72・73・74と淮陽郡新郪県出身者が連続し、しかも EJT2.74は「淮陽新郪當市里周餘 逋 ~」と、逃亡を意

①~⑤の記載の有無が確認できない。こうした事例は、民衆の致籍かどうかが不明瞭な点がある点を考慮し、「致 B」として集計した。その上で、伝・致A・致Bそれぞれの集計結果と全体の合計数を[表一]として掲げ、また

利用した簡の簡番号は[附表]として末尾に掲げた。

# 二、肩水金関を通過した民衆の本籍地郡国について

やすいよう、 以下、 集計結果を元に作成した表を元に検討していきたい。[表一]では、 司隷と一三州、 辺郡を基準に郡国を分けて表示した。 郡国の大まかな地理的位置を把握し

### 表一 郡国別の伝・致数と割合

部	郡国	伝数	伝%	致A数	致A%	致B数	致B%	合計数	合計%
	京兆尹	5	6.7	16	8.0	7	3.5	28	5.9
	左馮翊	2	2.7	1	0.5	-	-	3	0.6
	右扶風	6	8.1	11	5.5	6	3.0	23	4.8
司隷	弘農	-	-	4	2.0	2	1.0	6	1.2
	河南	18	24.3	51	25.7	43	21.5	112	23.7
	河内	3	4.0	9	4.5	11	5.5	23	4.8
	河東	-	-	2	1.0	8	4.0	10	2.1
26.111	太原	-	-	1	0.5	-	-	1	0.2
并州	上党	-	-	-	-	2	1.0	2	0.4
अरु मा।	魏	-	-	2	1.0	8	4.0	9	1.9
冀州	鉅鹿	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
	東	-	-	-	-	3	1.5	3	0.6
	陳留	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
兗州	定陶・済陰	-	-	1	0.5	4	2.0	5	1.0
	大河	-	-	-	-	6	3.0	6	0.2
	淮陽	-	-	2	1.0	17	8.5	19	4.0
	潁川	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
	汝南	1	1.3	-	-	2	1.0	3	0.6
豫州	梁	1	1.3	-	-	5	2.5	6	1.2
	沛	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
	魯	-	-	4	2.0	-	-	4	0.8
荊州	南陽	6	8.1	3	1.5	8	4.0	17	3.6
青州	斉	2	2.7	2	1.0	3	1.5	7	1.4
揚州	会稽	-	-	-	-	3	1.5	3	0.6
益州	蜀	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
	安定	-	-	1	0.5	-	-	1	0.2
西	隴西	-	-	1	0.5	1	0.5	2	0.4
	武威	-	-	1	0.5	-	-	1	0.2
北	金城	1	1.3	-	-	-	-	1	0.2
辺	張掖	28	37.8	80	40.4	42	21.0	150	31.7
~	酒泉	1	1.3	5	2.5	13	6.5	19	4.0
郡	敦煌	-	-	-	-	1	0.5	1	0.2
	代	-	-	1	0.5	-	-	1	0.2
合計	_	74	100	198	100	200	100	472	100

※%の数値は小数点第二位以下切り捨て。以下、同じ。

東

報

表二 張掖郡県別伝・致

			,	Sealer His XI		,,		
	伝数	伝%	致A数	致A%	致B数	致B%	合計数	合計%
觻得	7	25.0	54	67.5	28	66.6	89	59.3
氐池	-	1	10	12.5	3	7.1	13	8.6
昭武	3	10.7	7	8.7	5	11.9	15	10.0
居延	16	57.1	6	7.5	4	9.5	26	17.3
日勒	-	-	1	1.2	1	2.3	2	1.3
屋蘭	1	3.5	1	1.2	1	2.3	3	2.0
驪靬	-	-	1	1.2	-	-	1	0.6
刪丹	1	3.5	-	-	-	-	1	0.6
合計	28	100	80	100	42	100	150	100

動していたことがわかる。そこでまず、張掖郡と他の河西の郡を中心とした地域 占める。いわば地元である以上は当然ともいえるが、張掖郡民が比較的活発に移 いことであり、伝と致Aでそれぞれ四割程度、致Bを含めた全体では三割以上を まず気が付くのが、肩水金関が位置した張掖郡に本籍地を有する民衆が一番多

こが張掖郡の中心であったことを示している。 伝で判明する目的地については近隣郡国が多く、居延県民は「張掖・酒泉郡中」

りが生じているとも考えられる。全体的に多いのは太守府所在地の觻得県で、こ

ためであろう。ただし、居延県民の致の事例は多くはなく、

残存状況に偶然の偏

延県民は移動に際して例外なく肩水金関を通過せざるを得ない地理的条件がある

える伝の中では、居延県民によるものが一六例と六割近くを占める。これは、(エン) からみていく。張掖郡民を県別に示したのが[表二]である。張掖郡二八例を数

居

漢簡 EJT37.774)と記した事例がある。この事例は肩水金関を通過して長安へ向か 名・申請者戸籍が不明で集計に入れなかったが、「取傳爲家賣牛長安」(肩水金関 が多いが、 (肩水金関漢簡 EJT10.313)と、関中までを目的地とする事例がある。 居延県が発給した伝に「爲家私市張掖酒泉武威金城三輔大常郡中」 他にも発給県

う居延県民と推測されるが、

河西について「涼州の畜は天下の饒為り」とする

8

第九十九卷

四四

髙村

官吏の親族

知人などであろうか。

他にも註

	2		
私市	( ) 内は発給県名	私使	( )内は発給県名
河南郡雒陽	T1.80, T25.185, T30.243, T33.41	京兆尹	T37.1076(長安)
河南郡	T10.40 (河南), T37.692 (偃師),	右扶風	T23.897 (雍)
刊刊和	T37.1075(原武)	石1大風	123.897(9年)
河内郡	T25.7 (温)	南陽郡	T31.20 (宛), T31.34 (宛)
京兆尹	T24.132(長安)	張掖郡	T33.40 (刪丹), T37.521 (屋蘭),
<b>ホルア</b>	124.132 (民女)	双双和	F3.175(觻得)
南陽郡	T10.120 (西鄂), T10.121 (宛)	金城郡	T37.1451(允吾)
張掖郡觻得	T6.39, 15.19	不明	T37.400(甘陵)
張掖郡居延	T9.62, T10.313, T25.15, T32.45,		簡番号の EJ 表記は省略した。
灰取砂店延	T33.39		

33.40)

方、

居延県民以外では、

刪丹県から「爲家私使之居延」(肩水金関漢簡

七例 て挙げられていたようである。 『漢書』 取得理由を「私市」「私使」と記した伝の各郡の事例を示したものが である。 (内五例が居延県) あり、 地理志の一節を想起させる。 残念ながら事例数はそれほど多くないが、「私市

伝の取得理由として商行為が一

般的な理由とし が張掖郡

表

あり、 例を想起すれば、 販売まで委託される業務を請け負った寇恩が、 延漢簡 それで不足であれば関中あたりまで赴いていたのであろう。 「建武三年候粟君所責寇恩事」冊書で、 居延県民は必要物品の売買などで觻得に出向く必要が度 両漢交替期の事例であるが、一九七○年代居 居延県から觻得まで出向いた 甲渠候の粟君から魚を運送

関所を複数回 居延県所在の張掖郡出身少吏・卒らとその家族や知人の みられる。「私使」をしようという理由は不明だが、一つの推測としては、 居延県と本籍地との間を往来した可能性が考えられる。 屋蘭県から 「通過可能な「家属符」があり、 <sup>(19)</sup> 「爲家私使居延」 (肩水金関漢簡 EJT37.521)という事例が 戍卒や家属符の範囲内に入らな 間で連絡が必要とな

官吏の家族には

(15) で述べたように、 四三 本籍

東

第九十九卷

居延をはじめとする辺境防衛機構の存在が、郡内移動を促す要因になったとみることが許されよう。 (※) 地ではない居延に耕地を有する人々もいるので、全てが戍卒の家族や官吏の親族とはいえないことは当然であるが、

で、かつ弱水の上流にあたる呼蠶水 張掖郡以外の西北辺郡としては、 酒泉郡が伝・致A・致Bの合計数として多い。これは、 (現・北大河) や羌谷水 (現・黒河) に近い県が多く、 居延と比較的往来しやす 酒泉郡が張掖郡 0

11

地理的条件がもたらしたものであろう。

況の偶然の偏りでは説明できない。第三節で考察したい。 読み取れる。 従来の居延漢簡中ではほとんど事例がなかった、 W ためて明確になる。 次に、 のが河南郡の民衆である。 西北辺郡以外の郡国に目を移すと、 民衆の移動が広範囲・遠距離で行なわれていたことは疑うべくもないだろう。その中でも突出して多 河西四郡だけで三~四割を占めるものの、逆にみれば六~七割が河西以外からの人々であり、 伝・致A・致Bいずれにおいても張掖郡に次ぐ二番目の事例数があり、 極めて広範囲の郡国からの民衆が肩水金関を通過している事実があら 会稽や斉など遠方の地域の民衆も肩水金関を通過していることが 史料の残存状

四郡合計で一割に満たない。また肩水都尉府指揮下の戍・田卒出身地として多かった淮陽郡は合計%で四・○%、 の上位一~四位を占めていた魏郡は合計%で一・九%、 指摘しておくべきは、居延漢簡で居延都尉府・肩水都尉府へ戍卒を多く出していた郡国の民衆がさほど多くない 5 所掲拙稿・周宇論考参照)。 例えば、 東郡○・六%、 拙稿での集計でA8甲渠候官出土漢簡の戍・田卒出身郡 南陽郡三・六%、 河東郡二・一%となっており、

済陰郡

(定陶国)

は一・○%となっていて、六郡合計でようやく一三%を超える。他の郡国に比べて突出して多いと

はいえない。つまり、戍卒を多く居延方面へ出していた地域であっても、同一地域の民衆が私用で多く居延方面

動では、 移動が、 赴くことを選択したとは限らなかったのである。これは、 の兵役経験などで事情がわかる地域であるかどうかは、選択基準として重視されなかったことになる。 自発的な移動との差が表れたもので、 各民衆がより多くの経済的利益を得られると判断した地域を行先に選ぶが、その際に自己ないし近隣の人々 移住を伴わない民衆の私用による移動には大きな影響を与えなかったことを示す。商行為を目的とする移 国家関与の下で継続的に実施された特定地域からの特定地域 国家が関与して行なわれた戍・田卒らの移動と、 の成 民衆の 田卒の

通路にしても、(21) 計%で三・六%を占めるのも、武関・長安経由で比較的河西に行きやすく、 の右扶風を本籍とする者が河西に流入している事例が『後漢書』にみられることもその傍証になろう。 回る。これは、 郡を除いても、 地理的な位置を勘案すると、やはり一定の偏りがみられる。司隷校尉部の三輔・弘農・三河の地は、 河西との往来に比較的便利であるためと考えられる。両漢交替期の混乱期に、 何らかの国家の関与があったのではなく、人口密集地であることに加え、 六郡あわせて合計%で一九・四%を占める。 これに河南郡を加えると四三・一%となり、 河南郡などと条件が似ているためであ 物理的な距離にしても交 三輔、 とりわけ 南陽郡が合 河南 一西方

が居延まで赴いた理由は何であろうか。無論、大半が伝に記されたように、「家の為に私に使い」するか、「家の為 に私に市い」するかのいずれかに類する目的であったろう。 このように偏りはあるとはいえ、 かなり広い範囲からやってきて肩水金関を往来していた民衆らであるが、 しかし、 前者ならば相手が居延にいるため肩水金関を

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

髙村

ろうか。

四五

報

東

第九十九卷

往来する必要があるが、 後者の場合、居延に遠方から来るだけの商業上の利点があるのであろうか。

えた可能性である。 まず想起されるのが、 しかし、 河西は東西交易路東端の交通の要衝であり、その交易の末端に関わって利益を得たいと考 河西回廊は本質的には関中と西域とを結ぶ交通路に過ぎず、 河西自体で交易が盛んで

あったことを示す史料は皆無で、大都市長安を擁する三輔地域・雒陽を擁する三河地域の人々が、河西の、それもの。

主要ルートから外れた肩水金関を往来する必要はない。

ないか。 ない辺境郡県で内郡の人々を引きつけられるものは、 らかの経済的な理由があって河西や居延の地を選択したと考えられるが、こうした東西交易が盛んというわけでも しかしながら、 伝に記された「爲家私市」という用務が全くの方便でのみ記されたとは考え難い。とすれば、 涼州の家畜などといった特産品の他は、 貨幣以外ないのでは 何

幣流通量は相対的には 者である官吏の数は、 永田英正氏が指摘されたように、 しかも、 河西地域の郡県は設置が新しいだけに人口も少ない反面、 辺境防衛組織の存在もあって他の郡県と極端な差はない。 \*多い\*といえよう。また、 辺境の軍事地帯やその周辺は、 穀物などの物資を官僚機構が恒常的に買い上げており、 内郡より定期的に運ばれる賦銭が供給され 賦銭供給の目的である、 人口を基準にすれば、河西での貨 俸給支払いの対象

出錢四千三百卅五 耀得粟五十一石石八十五

出錢四千五百八月乙丑給令史張卿爲市□

盛んではない反面、

一定の官需が常に存在した。以下に例を掲げておく。

(一九三○年代居延漢簡 276.15, A8)

(一九三○年代居延漢簡 258.4, A8)

出錢二百買木一長八尺五寸大四韋以治罷卒籍令史護買□

(一九七○年代居延漢簡 EPT52.277, A8)

さらに辺郡の吏民が内郡産物品を個人的に購入するため、後掲の居延漢簡等から明らかなように一定の民需も存在

する。貨幣を得たい者の行先として選択肢となる地域といえる。

そのために銭の入手を必要とした。居延漢簡にも、 ての性格が強いと指摘している。個々の一般の民の立場では、それは銭納を原則とする税という形態で現れるが、(ミロ) 漢代の貨幣については様々な先行研究があるが、佐原康夫氏は前漢後半期の段階において、国家の財政手段とし 内郡で徴収された賦銭の袋に付された検が複数存在する。

廣 秋 五千 王德少三

鄕 賦 □佐四

秋賦錢五千

西鄉守有秩志臣佐順臨

□□親具

(一九三○年代居延漢簡 45.1A, A8)

(一九三○年代居延漢簡 21.1A,

地方商業の担い手として出現するが、『四民月令』にみえる豪族の月別売買リストから、個々の小農民の収穫物が 地近傍での売買で必要な量の貨幣を確保できるとは限らない。多田狷介氏によれば、前漢後半期以降、地方豪族が このため、農民であれば、農作物やその他の産品などを売却して貨幣を入手することとなる。しかしその際、

豪族によって収穫期には安く買われていたと考えられるという。

辺郡で、 であれば、民衆の中には同じ品物でより多くの貨幣を得るため、伝を取得して、比較的貨幣が多く出廻っている(タン) 官府の官需や内郡の物産を購入したいと考える吏民を対象とした個人的売買を行なおうとする者が出現す

髙村

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

二四七

るのではないか。

二月戊寅張掖大守福庫丞承熹兼行丞事敢告張掖農都尉護田校尉府卒人謂縣律曰臧它物非

錢者以十月平賈計案戍田卒受官袍衣物貪利貴賈貰豫貧困民吏不禁止浸益多又不以時驗問

(一九三○年代居延漢簡 4.1, A8)

官給衣服を受領すると利益をむさぼって高い価格で貧困な民にかけ売りをしているが、禁止しなければ拡がっ る。律には「その他の盗品は銭でないものは、一○月の平均価格で計算する」とある。考えるに、戍・田卒は 二月戊寅、 張掖太守の福、庫丞の承熹(太守丞の業務を代行)、張掖農都尉・護田校尉府に通告し、 県へ通達す

て益々増え、また時期をみはからって監査しなければ…

維製品が多い。これは戍卒らが官給衣類・繊維製品を売却するためでもあろうが(⑻) 考えられる。居延漢簡(肩水金関漢簡を除く)を用いて、売買関係簡を整理した角谷常子氏によれば、 は戍田卒による官給品の売買であるが、内郡から「爲家私市」を目的に赴いた民衆らも同様の商行為を行なったと よく知られた、戍卒官給衣服類の売買行為で利益を得ようとする戍卒らの行為が問題とされた史料である。ここで 取引物品は繊

河西では繊維製品であったことを示唆しよう。これ以外にも、多種多様な物品が持ち込まれていたことは戊田卒ら と、戍卒以外の者も繊維製品を持ち込んで売却しており、かさばらず比較的高価に売れることが期待できる品物が、 神爵二年十月廿六日廣漢縣廿鄭里男子節寬悳賣布袍一陵胡隧長 張仲孫所賈錢千三百約至正月□□任者□□□ (敦煌漢簡 1708/T.IV.b.i.191)

の売買から容易に推測される。

実施したと考えられる事例もある。	これら内郡から来た民衆の中には、
	経済的・労力的負担を軽減すべく、
	近隣の民衆同士が共同で遠距離の売買を

	た場合は「同伝」と称し伝を同じくしていたようである。
これは共同で遠隔地での売買に従事した可能性を示唆する事例といえるだろう。張掖郡民の例ではあるが、こうし	これは共同で遠隔地での売買に従事した可能性を示唆する
かわる…はなく…通行する県・侯国は厳しく留めることのないよう、律令の通りに執行せよ。/令史始□…	かわる…はなく…通行する県・侯国は厳しく留める!
…弘申し上げます。祝里の男子張忠臣が同里…は年三四歳、譚正□は、大夫、年一八歳で、皆公用・裁判にか	…弘申し上げます。祝里の男子張忠臣が同里…は年
(一九三○年代居延漢簡 340.6, A32)	□□勿苛留止如律令 /令史始□□
	□年卅四歲譚正□大夫年十八歲皆毋官獄□
	□弘敢言之祝里男子張忠臣與同里□
冗買…」と申し立てました…	…同里の張利中と「家のために張掖酒泉…で個人的売買…」と申し立てました…
(一九三○年代居延漢簡 37.29, A32)	
	□與同里張利中自言爲家私市張掖酒泉□□持□□□

(肩水金関漢簡 EJT8.106A, A32)

二四九

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

髙村

欲復故傳前入……

廣同傳今廣以八月中持傳出入……

觻得成漢里薛□□年卅四年七月中與同縣男子趙

報

東

第九十九卷

觻得成漢里の薛□□、 年齢三四、この年の七月中に同県の男子趙広と伝を同じくした。今、広は八月中に伝を

持って出入し……また古い伝で前に入……したいと…

以上の史料から、 河西地域には戍田卒や徙民などの国家によって作り出された人の流入以外に、 自発的 に他 地域

と往来する人々の流れが継続的に存在したことが窺える。

のとして捉えていたのではないか。漢代にはいわゆる国家的物流が存在していたが、(3) は、一義的には辺郡など郡国の財政需要に応ずるもので、間接的に辺郡民衆の生活の中に入ったとしても、 推測になるが、 前漢後半期ごろの為政者・官吏らは、民衆による物資や貨幣の移動は全国的物流の一 国家的物流が運ぶ物資や貨幣 個々の

移動が意味を持ち、 へ還流することになる。この他、 また国家的物流により辺郡へ運ばれた貨幣は、一部が辺郡へ売買に来訪した内郡民衆により内 涼州特産の家畜も、 前掲 EJT37.774のように内郡に運ばれたと想定される。

郡県行政や地域社会の安定は望めない。そこに、このような民衆による物資や貨幣 郡県行政機構においても日々の業務の中で生ずる雑多な需要を満たし得ない。これら

の需要が満たないままでは、需要に応ずるものではなく、

程度把握しており、そうした物流に関わる情報を得ていた為政者らには、 めず、常に緩やかな統制であったとまではいえない。しかし、 かった漢初などの政治的状況や、 れを支えたのが、 規制はあるものの移動を禁じることはない漢の緩やかな統制であった。無論、 流民が発生するといった一時的な状況によって、 前漢後半期の居延・敦煌では官が個人的売買をある 河西に郡県が設置された前漢後半期ごろ 統制への強弱が生じたことは否 異姓諸侯王国が多

には、

統制しすぎないからこそ物流面での効果が生まれ、後述する常平倉のような政策にも利用できるといった点

は、 ある程度認識されていたのではないか。

べく国家による関与や奨励が実施された可能性はどうか。宣帝五鳳三(前五五)年~元帝初元五 ところで、これまで民衆による物資の輸送・販売を「私的」「自発的」としてきたが、民衆をその方向へ誘導す (前四四) 年に行な

寿昌遂に白すらく、辺郡をして皆倉を築かしめ、 穀賤き時を以て其の賈を増して糴し、以て農を利さん、

われた「常平倉」をみよう。

あり、常平倉の影響があったとし得る事例数かどうか判断が難しいが、やはり一定の影響はあったと思われる。(※) 家が辺郡への物流を誘導した事例といえよう。末尾附表の集計によれば、常平倉が施行されていた期間の有紀年伝 辺郡へ穀物を輸送する民衆もでたことが推測される。常平倉は一○年で終了しており、一時的なものであるが、 の数は、三八例中一五例で、その中で張掖郡外からの事例は一一例である。もともと宣帝期の紀年簡が多いことも る政策であるが、 これは穀価が安いと高めに購入を、高いと安めに売却を実施することで、穀価調整と辺郡への穀物供給に寄与させ き時は賈を減じて糶さん、名づけて曰く「常平倉」と。民之を便とす。 民間から購入することで輸送費用の削減にも寄与したと指摘されており、 高めの売却益を目的に 『漢書』食貨志上 玉

明白であるため国家の一方的な主導によるものでもなく、どちらかといえば民衆が辺郡へ物資を運んで利益を得よ から発生したものばかりではない。しかし、一方で民衆側がこの政策に自ら乗る状況にならないと効果が薄 うとする継続的な動きを、 国家的物流の補完として積極的に利用したという側面が強いように思われる。 のは

のような政策が実施されて効果を上げた点で、民衆による物資の輸送・販売は完全に「自発的」で「私的」

な動機

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡 髙村

もあろう。共同での販売をしても、それだけで全ての民衆の必要を満たせたかも疑問である。この問題を考えるに 有していたが、それらは運送以外に農業などにも用いるものであり、 積載して遠隔地へ赴くには時間と費用がかかる。 へ赴き商行為をすることは、従来考えられていたより困難なことではないにせよ、実際には彼らが大量の生産物を 礼忠簡によれば、 中家上層の資産を持つ家であれば牛車や牛を所 また中家中層以下の家では牛や車がない場合

ただし、これまで本節で述べてきた考え方には一つ問題点が存在する。制度上は一般民衆が伝を取得して遠隔地

## 三、河南郡出身者と全国的物流

あたり、

前述の多数の河南郡出身者の存在が手がかりとなる。

節を改める。

が多いのであろうか。 先にもみたように、 河南郡出身の民衆の事例数は他郡国を大きく引き離している。なぜこのように河南郡出身者

水運を除き遠近でいえば地理的条件が河南郡と大きく違わず、かつ人口も一九四万二〇五一人を擁する郡の出身者 数が多くなる。 の事例が多いとはいえないことまでは説明できない。 の事例が増加した、という要因が考えられる。これは否定し難い要因であるが、より近い三輔や、 は大都市雒陽を擁し、 辺郡に利があれば、 さらに河西が比較的近く、関中まで水運も利用できる地理的条件が加わり、 各郡国でその利を求めて河西へ赴く者がいるが、その数は各郡国の人口に比例する。 『漢書』 地理志によれば前漢末の段階で人口一七四万二七九人を持つ大郡であるから、 結果的に河南郡出 南陽郡のように 河 当然 南郡

	伝数	伝9			A数	致A		致	B数	致B		_	計数		1%
雒陽	8	44.			24	47.			18	41.			0		1.6
滎陽	3	16.			14	27.			8	18.			25		2.3
河南	1	5.3	5		4	7.8			7	16.		-	2		).7
緱氏	-	-			3	5.8			3	6.9			6		.3
卷	-	-			2	3.9			3	6.9	9		5		.4
偃師	3	16.	6		1	1.9	)		-	-			4	3	.5
穀成	-	-			-	-			2	4.			2		.7
原武	1	5.3	5		1	1.9	)		-	-			2		.7
新鄭	-	-			-	-			2	4.0			2		.7
平	-	-			1	1.9	)		-	-			1		.8
鞏	-	-			1	1.9	)		-	-			1		.8
陽武	1	5.:			-	-			-	-		_	1	_	.8
梁	1	5.:	_		-	-			-	-		_	1		.8
合計	18	10	0		51	100	0		43	10	0	1	12	10	00
りたいと希望したであろうが、実際に高く売れる河西などへまで運	先に示したように、多くの民衆が自らの生産物をなるべく高く売ている人々と考えられる。	販売に行くといった人々なのではなく、商業自体が主たる生業になっ	河南君出身の巨秀については、単は自らの生産物をできるだけ高く	可有邦日身り已茂こつ、ては、単こ自っり臣宦勿とできらごナ高く	は同一とみなして構わないであろう。このため、雒陽を中心とする	重複している。『漢書』に滎陽がないが、雒陽の東隣で、地理的に	<b>[表四] にみえる県名の多くか 『漢書』 地理志に明記された県名と</b>		とある。肩水金関の伝・致の河南郡出身者の出身県名を調べると、	『漢書』地理志・下	<b>貧を下とし、憙びて商賈と為り、仕宦を好まず。</b>	オリ走し	こ汚みこして利こ齧り、材を貴げ養を琖しみ、富を高しとして	偃師・鞏・緱氏、是れ其の分なり。(中略)周人の失は、偽り	周地は柳・七星・張の分野なり。今の河南雒陽・穀成・平陰・

に巧みにして利に趨り、財を貴び義を賤しみ、富を高しとして 周地は柳・七星・張の分野なり。今の河南雒陽・穀成・平陰 偃師・鞏・緱氏、 是れ其の分なり。 (中略)

りたいと希望したであろうが、実際に高く売れる河西などへまで運 ている人々と考えられる。 先に示したように、多くの民衆が自らの生産物をなるべく高く売

髙村

び、販売するとなると、個人では難しい面がある。

穀物は重量・体

東

第九十九卷

二五四

が、 別の家族単位で遠方まで行ってなお利益が見込める程のまとまった生産物を用意するのも難しいのではないか。 の都市に集積された物品を、河西などより高く売れる場所に大量に転売する人々もまた存在したと思われる。 て一番現実的なのは、高く買ってくれる者に居住地や近隣の都市で売却することとなる。そのような形でまず各地 か疑わしい。繊維製品など他の物品を選択したとしても、旅行の時間や費用の負担は決して軽いものではなく、 積ともかさばり輸送には負担であろうから、個人として生産地から直接陸上輸送で河西へ向かっても利益がでるの 各地へ出向いて生産物を買い付けるといったことも想定される。そうした売買に関わった一群の人々の中で、 『漢書』地理志にみえる河南郡の利にさとい人々であったのではないか。場合によっては、河南郡出身者が直 従っ

河西へ販売することもあったであろう。光武帝の事例を示す。 地方市場の存在は黄今言氏らも指摘しており、河南郡以外の各郡県の商人の中で生産物を買い集めた者が、(38)

実際に河西まで物品を輸送した人々が、肩水金関漢簡にみえる河南郡出身者と考えられる。

南陽荒饑し、諸家の賓客多く小盗を為す。光武吏を新野に避け、 因りて穀を宛に売る。

『後漢書』光武帝紀上

会なり。 となる。こうした市場で南陽郡の人々が売却した物品を同地の商人が買い集めて河西に持ち込む、ということはあ(⑷) できたので、高く売れるという見込みの元で宛へ販売したと考えられる。『史記』貨殖列伝において、「宛も亦一都 『東観漢記』 俗は雑にして事業を好み、賈多し」と称された宛県は、肩水金関出土漢簡中の南陽郡出身者一七例中九例 の世祖光武皇帝紀によれば、このとき「上の田独り収む」と、光武帝の農地が被害を免れ穀物が収穫

山に賈す」と記された温県は河内郡出身者二三例中一七例となる。紙幅の都合で他の郡県についてはこれ以上詳述(⑴) り得るだろう。同様に、『史記』貨殖列伝中で河内の地名として「温・軹は西のかた上党に賈し、 に赴くより、手間と費用を考えて商人に地元で売却するか委託販売を選択する者が多かったためではないか。 れた者の多い地域が、 などの史料で商業が盛んな地域として名前が挙げられたものもある。すると第二節でみたように、兵役で河西を訪 できないが、 また、肩水金関を複数回通過した者の事例が河南郡出身者の致にみられる。 **| 肩水金関出土漢簡にみえる民衆の出身郡県で数量の多い郡県は、『史記』** 私用で河西を訪れた地域と重複しないのも、 河西に対する知識の有無に関わらず、 一貨殖列伝や 北のかた趙・中 『漢書』地 自ら河 理志

河南郡雒陽楡壽里不更史勢年卅長七尺二寸黑□

(肩水金関漢簡 EJT37.1220, A32)

(肩水金関漢簡 EJT37.1445, A32)

.南郡雒陽楡壽里不更史勢年廿四長七尺二寸黑色 五月辛□

これが単なる年齢の書き間違いなどでなければ、六歳違うということで、六年後に肩水金関を再度通過しているこ

この史勢が定期的に肩水金関を通過して河南郡と居延、遠距離を往復することを生業としていた者だと推測させる 史勢が六年にわたり本籍地を変えずに居延に在住していたのでなければ、 複数回の肩水金関の通過は、

どうかとは別問題とせねばならない。というのは、 なお、肩水金関を通過した河南郡出身者らは商業を主たる生業としていると述べたが、彼ら自身が商人であるか 以下のような河南郡の「將車」事例が散見されるからである。

(肩水金関漢簡 EJT37.132, A32

五五五

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

髙村

將車河南絢氏薪里大夫李我年廿七長七尺二寸黑色牛口

東

魚二
千頭

將車河南雒陽直里公乘董賢年五十五長七尺二寸黑□

(肩水金関漢簡 EJT37.830, A32)

魚四百頭

將車河南營陽新安里不更龍眉年卅三長七尺二寸黑色 **豪卅五**□ 牛車一兩弓一矢五十

出□□五十匹

卅四…入

將車河南雒陽緒里公乘李定國年廿八 長七尺二寸黑色 正月己丑入

(肩水金関漢簡 EJT37.1006, A32)

牛車一兩 十一月戊申出入

(肩水金関漢簡 EJT37.1080, A32)

類似の事例は『史記』にもみえ、やはり河南郡滎陽の人の事例となる。

未だ因縁有るにあらずして、因りて名数を占著す。

「將車」については、これを肩書とみなして本稿での集計には参入していないが、将車して輸送業務についたと考

任安は、滎陽の人なり。少くして孤にして貧困、人の為に将車して長安に之き、留りて求事して小吏と為り、

『史記』田叔列伝・褚少孫補記任安条(④)

えてよいであろう。この他、就の事例もある。

この事例は 河南匽師西信里蘇解怒 「僦」とは記されていないが、 弓一矢□二枚劍一車一兩為鰈得騎士利成里留安國鄴載肩水倉麥小石卅五石輸居延車一兩為鰈得騎士利成里留安國鄴載肩水倉麥小石卅五石輸居延 類似の事例で、

(肩水金関漢簡 EJT21.21, A32)

□牛車一兩為觻得騎士功歲里孫青弓就載肩水穀小石卅五石輸居延矛一刀一〃 (肩水金関漢簡 EJT27.5, A32)

通過形態に重きを置けば将車ということであろう。肩水金関を通過した河南郡の者は、このような業務にもついて(ミロ) と、「就載」と明記され、前者の「鄴載」は「就載」の誤りとみられる。就運する者が肩水金関を通過する際に '將車」(将車している者)として記録されたとすれば、将車と就とは同じ者を指し、雇用に重きを置いた記録では就、

販売を委託される者もいた。その点で、商人と運送業者を明確に区分する必要はないかもしれない。さらには、 たであろう。また、「建武三年候粟君所責寇恩事」冊書にみられる寇恩のように、運送のみならず運送した物品 れる。無論、商人として赴いて、積載物を売却し終えるなり積み下ろすなりして空いた荷車を有効活用した者も いることとなり、どちらかというと商人や出資者・原販売者の委託を受けた運送業者的な色彩が強いようにも思わ 製

業・流通を生業とする者が想像以上に多いと思われる。商人であれば国家が示唆するまでもなく商業上の知識とし(ધ) 物資や労働力を売って貨幣を得やすい場所の一つが河西だと認識していたとしても不思議ではない。また張掖 ずれにせよ、 河南郡雒陽をはじめ、事例数が多い郡県の民衆には、商人や運送業者(委託販売も含む)など、

品の販路を求めた手工業を主たる生業とする人々も含める必要もあろう。

を張掖郡民が居延へ輸送した例があるのではないか。

内郡各地の物品を河南郡出身者らが張掖郡の中心都市である觻得まで輸送し、それ

郡民が居延に赴いた事例にも、

河南郡出身者が圧倒的な存在感を発揮しており、 以上の点から、 漢代の全国的物流の一翼を担った民衆による辺郡への物品の輸送と販売について、 漢帝国の全国的物流の相当の部分を河南郡出身者が担っていた、 河西方面では

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

髙村

五七

とみてよい。

おわりに

であり、 ち込まれる物資を購入し、内郡に貨幣を還流させた。内郡の人々にとり、辺郡は貨幣を得るための販路の一 る機能があると認識され、 なかったとみられる。こうした状況下、辺郡は国家的物流のみでは不足する物資について、 の物品の流通を規制し、 涼州であれば家畜と交換して戻る人々が多数存在していた。その際には出身県から通行証である伝の取得を必要と 前漢後半期では、 移動には一定の制限があった。しかし伝は申請者に問題がなければ基本的に発給されるものであり、 国家的物流とは別のもう一つの内郡―辺郡のつながりが存在した。これは為政者にも国家的物流を補完す 内郡からの物資を辺郡に輸送して販売し、内郡から賦銭として輸送された貨幣や辺郡の特産品 人々の移動の状況を把握する意図はあるが、人々の移動そのものを厳格に抑制する意図は 常平倉のようにそれを利用する政策が実施される場合もあった。 内郡から商品として持 漢は特定 選択肢

多くの内郡民衆と辺郡とは間接的なつながりを持ったということになる。この辺郡と内郡民衆との間に介在したの が、「爲家私市」の名目で伝を取得して肩水金関を往来していた人々であり、彼らは商業や運送業を主たる生業と していた。彼らは河西地域の場合、 るか、そうでなければ河西へ赴かずに委託販売することを選んでいたようである。すなわち、 ただし、内郡の民衆の多くは直接河西などの辺郡へ赴くのではなく、居住地ないし近隣において生産物を販売す 地理的に河西に近いことに加え、元来が商業の活発な地域でもあった河南郡出 兵役・力役以外では

### 身者が圧倒的に多かった。

きたが、その武帝期以降の史料である居延漢簡・肩水金関漢簡からみる限り、商業の中心地とされる河南郡出身者 がなお活躍している。本稿では彼らを「商人」として扱ったが、彼らの実態について明らかにできなかった点も多 て維持されていた側面があるといえる。また同時に、従来は武帝期の経済政策により商工業者が没落したとされて 的な国家的物流や兵役などによって維持される側面に加え、中原と西北とを往来する河南郡商人・運送業者によっ でを幅広く活動圏としていた状況が浮かび上がる。河西四郡をはじめとする西北辺郡と内郡との結びつきは、 郡商人・河南郡運送業者が、自らの故地でもある黄河の中流域 漢代には『史記』貨殖列伝の記載から、戦国期以来の経済圏が存在したとされるが、経済圏の枠をこえて、河南(46) 武帝期抑商政策の与えた影響を含め、他日を期したい。 (中原) から西方、渭水流域・黄河上流域~河西ま

- 1 史 掌兵馬。秩皆六百石 郡守、秦官、掌治其郡、秩二千石。有丞、邊郡又有長
- 2 掌兵馬。丞一人、治民。當兵行、領長史。置部都尉・千人・ 司馬・候・農都尉、皆不治民、不給衞士。 邊郡太守各將萬騎、行障・塞・烽火追虜。置長史一人
- 3 渡邊信一郎「漢代の財政と帝国編成」(同氏 『中国古

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡

髙村

4 内郡・辺郡の分化から――」(『東洋学報』八六―三、二〇 飯田祥子「前漢後半期における郡県民支配の変化

代の財政と国家』第一部第五章、汲古書院、二〇一〇年)。

- ○四年)、渡邊信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」(前
- 掲註(3)同氏著書第一部第一章、汲古書院、二〇一〇年 [初出一九八九])。
- 5 拙稿「前漢西北辺境と関東の戍卒 居延漢簡にみえ

二五九

会会刊』三、二〇〇一年)参照。出二〇〇〇〕。また周宇「居延関東戍卒考」(『国際簡牘学吏と地域社会』第四部第二章、汲古書院、二〇〇八年[初る兵士出身地の検討を通じて――」(拙著『漢代の地方官

- 研究』二〇〇八年第一期)参照。 (6) 伝舎は侯旭東「伝舎使用与漢帝国日常統治」(『中国史
- (7) 例えば漢代にも、鉄製農器を遠方の鉄官まで買いに行くことで、「膏腴の日を棄て、遠く田器を市えば、則ち良られる。
- 遠く離れることが困難との印象へつながったであろう。 (8) 有名な「七科謫」を説明した『史記』、李籍也からとみなざれたとされてきた。堀敏一「漢代の七科讁身分とその起源―商人身分その他」(同氏『中国古代の身分制――良と賤――』第二篇第四章、汲古書院、一九八七年一良と賤――』第二篇第四章、汲古書院、一九八七年記書、張智三、、(下記書、) 有名な「七科謫」を説明した『史記』大宛列伝の『史記』大宛列伝の『史記』、
- 西回廊を中心にして シルクロード学研究』二二、二〇〇中心に――」(『古シルクロードの軍事・行政システム―河(9) 角谷常子「エチナ川流域の関について――肩水金関を

二章、名古屋大学出版会、二〇一〇年 [初出二〇〇五])、

世東アジアの関所と交通制度』立命館大学、二〇一七年)

鷹取祐司 「肩水金関遺址出土の通行証」 (同氏編 『古代中

五年)。

一部第二章 [初出二〇〇四]) で触れた。 材官・騎士の身分と官吏任用資格」(前掲註(5) 拙著第(の) こうした官吏に準ずる存在については、拙稿「漢代の

11 12) 居延漢簡・肩水金関漢簡の伝については、大庭脩氏以 それをどこで行なうかについては、個人の選択によるもの 法制史の研究』第五篇第一章、創文社、一九八二年 主として大庭脩「漢代の関所とパスポート」(同氏『秦漢 は伝自体の検討は行なわないため、それらは逐一掲げない。 来、国内外で極めて多くの専論が公表されている。本稿で である。この点で「私用」という語句を用いることとした。 なく、またそこで賃労働と商行為のいずれを選択するか、 直接的に国家の要請によって商行為を行なっているのでは 行なう、といった場合、純粋に個人的な動機ではないが、 同氏 一九五四])、冨谷至「通行行政―通行証と関所」の一・二 無論、賦銭として納入する銅銭を得るために商行為を 『文書行政の漢帝国 木簡・竹簡の時代』第Ⅱ編第

- 13 鈴木直美 「漢代フロンティア形成者のプロ フィール
- -」(拙編『周縁領域からみた秦漢帝国』六一書房、二 居延漢簡 ・肩水金関漢簡にみる卒の年齢に着目して
- ○一七年)の表1参照
- 14 青木俊介「肩水金関漢簡の致と通関制度」(『日本秦漢
- 15 史研究』一二、二〇一四年)。 伝の本文に発信者として某県令長・丞など、または伝
- る隴西郡西県の者に対して居延県が発給した事例 合、伝の発給県とみなした。ただし居延県に耕地を所有す の印文の記載で某県令長・丞の印が記され県名がわかる場 (EJT37
- 524) があり、この方法は若干の不確実性を伴う点、 りしておきたい。 、お断
- 16 た記述がみられる。 たのに逃亡した場合、「畏耎」によって論断する)といっ を動員して盗賊を追捕するにあたり、すでに動員令を受け は「興吏徒追盜賊、已受令而逋、以畏耎論之」(吏や人員 例えば張家山漢簡「二年律令」捕律・一四三簡末尾に
- 17 EJT32.45, EJT33.39, 44+47, EJT37.160, 279, 284, 358, 524 簡番号は EJT9.62, 297, EJT10.313, EJT24.240, EJT25.15
- 肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・内郡 この冊書について、内容面の議論としては謝桂華

弹

[21]

事例が存在している。

髙村

938, 1094, 213.18

- 論叢』広西師範大学出版社、二〇一四年 武三年十二月候粟君所責寇恩事、考釈」(同氏 浅原達郎「牛不相当穀廿石」 [初出日本語版 『漢晋簡牘
- (『泉屋博古館紀要』一五、一九九八年)、裁判手続面から

九九一、中文版二〇一三])、

- の議論として、籾山明「居延出土の冊書と漢代の聴訟」
- 恩事」冊書の再検討」(同氏『秦漢官文書の基礎的研究』 二〇〇六年 [初出一九九五])、鷹取祐司「「候粟君所責寇 、同氏 『中国古代訴訟制度の研究』 京都大学学術出版会
- 第四部第四章、汲古書院、二〇一五年 [初出二〇〇二])
- 20 19) 家属符については、前掲註 鵜飼昌男「漢簡に見られる書信様式簡の検討」(大庭 (12) 鷹取論考参照
- 知人・家族間の書信と思われる事例は出土史料の中に多数 信を託せる人がいない場合などは、「爲家私使」という形 状と展望』関西大学東西学術研究所、一九九三年)による **脩編『漢簡研究国際シンポジウム?9報告書** で家族の誰かに持参させる、といったことが考えられよう。 書信は通常の公文書逓伝制度によらず届けられる。 漢簡研究の
- [内之交通路線] 当時の主要交通ルートについては、 (同氏著 『河山集』 四 史念海 陝西師範大学出 「秦漢時期
- 二六二

報

第九十九巻

○ 公司
○

- りを中心に――」(前掲註(5)拙著第四部第三章[初出(22) 拙稿「前漢河西地域の社会――辺境防衛組織との関わ
- (23) 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論」二〇〇六])、特に四四一頁参照。
- 一九八九年[初出一九七三])。(同氏著『居延漢簡の研究』第Ⅱ部第六章、同朋舎出版
- (24) 佐原康夫「漢代の貨幣経済と社会」(同氏『漢代都市(24) 佐原康夫「漢代の貨幣経済と社会」(同氏『漢代都市
- (25) 張弘氏は、五口の家をモデルに銭納税を年間約一〇〇(25) 張弘氏は、五口の家をモデルに銭納税を年間約一〇〇(25) 張弘氏は、五口の家をモデルに銭納税を年間約一〇〇(25) 張弘氏は、五口の家をモデルに銭納税を年間約一〇〇
- 章、汲古書院、一九九九年[初出一九六五])。の関係を中心に――」(同氏『漢魏晋史の研究』上編第二

での生産があったとしても需要を満たせなかったのではな

多田狷介

「漢代の地方商業について――豪族と小農民

- したり商品を交換したりするために国家の許可が必要で、私市」と記された伝について、当時は出かけて品物を購買年)第三章「秦漢商品交換与商業形態的発展」は、「爲家(27) 黄今言『秦漢商品経済研究』(人民出版社、二〇〇五
- (28) 角谷常子「居延漢簡にみえる売買関係簡についての一関係は密接であったとしている。

随意に出かけられなかったが、それでも小農民と市場との

考察」(『東洋史研究』五二—四、一九九四年)。

- 前漢後期の練の価格は、儀徴浦漢簡の価格は一匹五五〇銭〇一号前漢墓の木方記載布帛価格との比較試算によれば、(2))河西での繊維製品の価格は、揚州地域の江蘇儀徴浦

いか。

関する規約であり、漢代では必要に応じて共同での商行為[二号木牘「中販共侍約」は、七人が共同で行なう商売に三、二〇〇二年)で指摘されるように、鳳凰山一〇号墓簡(30) 佐原康夫「江陵鳳凰山漢簡再考」(『東洋史研究』六一―

が行わなれていた。

- (31) この問題については国内のみでも多くの研究者が議論である前掲註(4)渡邊信一郎「漢代の財政運営との研究である前掲註(4)渡邊信一郎「漢代の財政運営との研究である前掲註(4)渡邊信一郎「漢代の財政運営との研究者が議論(31)この問題については国内のみでも多くの研究者が議論(31)この問題については国内のみでも多くの研究者が議論(31)
- 谷論考など参照。 台出版社、一九九九年 [初出一九八六])、前掲註 (28) 角 (32) 李均明 「居延漢簡債務文書述略」 (同氏『初学録』蘭
- (34) 山田勝芳「専売・均輸平準、及び諸収入」(同氏『秦穀貴時減賈而糶、名曰「常平倉」。民便之。(33) 壽昌遂白令邊郡皆築倉、以穀賤時增其賈而糴、以利農、
- 七〇年代居延漢簡を用いた研究を参考にすると、裘錫+35) 宣帝期の有紀年簡が多い理由については、一九三〇・漢財政収入の研究』第六章、汲古書院、一九九三年)参照

· 従出土文字資料看秦和西漢時代官有農田的経営」(臧振華

肩水金関を往来した人々と前漢後半期の辺郡・

内郡

髙村

帝期ごろに屯田が衰退するとの指摘があり、宣帝期以降、言研究所会議論文集之四、中央研究院、一九九七年)に元主編『中国考古学与歴史学之整合研究』中央研究院歴史語

6) し忠寛こつ、こは、kmgm「し忠寛、宗宗寛、民需とも減少したなどの推測が可能であろう。

河西の開発が進み匈奴との戦闘も収束した段階で、官需

て」(前掲註(3)同氏著書第Ⅱ部第八章[初出一九六九])、36) 礼忠簡については、永田英正「礼忠簡と徐宗簡につい

として――」(『史窓』五八、二〇〇一年)。 同「礼忠簡と徐宗簡研究の展開――居延新簡の発見を契機

37

周地、

柳・七星・張之分野也。今之河南雒陽・穀成・

僞趨利、貴財賤義、高富下貧、憙爲商賈、不好仕宦。 平陰・偃師・鞏・緱氏、是其分也。(中略)周人之失、巧

済史論考』中国社会科学出版社、二〇〇〇年[初出一九九(38) 黄今言「論両漢時期的農村集市貿易」(同氏『秦漢経

(3) 地皇三年、南陽荒饑、諸家賓客多爲小盜。光武避吏新

(40) 宛亦一都會也。俗雜好事業、多賈。簡番号は EJT10

因賣穀於宛。

121, 267, 315, EJT31.20, 34, EJT33.59, EJT37.733, EJT37 1444, EJC614°

(41) 溫・軹西賈上黨、北賈趙・中山。簡番号は EJT1.155,

- EJT4.19, EJT9.74, 82, 93, EJT21.219, EJT23.56, EJT24.570, 715, 922, EJT25.7, 103, EJT26.35, 75, EJT4H2.5, EJC643,
- (4) 任安、滎陽人也。少孤貧困、爲人將車之長安、留求事
- 「『『『『『『『『『『『『『『』』』。 『『『『『』』。 『『『』』。 『『』』。 『『』』。 『『』』。 『『』』。 『『』』。 『』

定されよう。

なお張俊民「従漢簡談漢代西北辺郡運輸的幾個問題」(同居延『就』運探研」(『簡牘学報』一七、一九九九年)など。五○─一、一九九一年)に主に拠った。他に蔡宜静「漢代五○─一、一九九一年)に主に拠った。他に蔡宜静「漢代「居延漢簡に見える物資の輸送について」(『東洋史研究』

氏『簡牘学論稿―聚沙篇』甘粛教育出版社、二〇一四年)

所行見、代、 よ、浮互、 一(引い音『wewを値を言っていった例があり得るが、現状では不明である。王子今「漢などで運送業者がまとめて徴発されたものが将車であると人の間に何らかの差があることも考えられ、例えば河南郡では、就運は現地の者が多いとする。とすると、将車と就

そうともいえない。 では、両者を別とし、車圏社会科学出版社、二〇一五年)では、両者を別とし、車圏社会科学出版社、二〇一五年)では、両者を別とし、車簡所見"就人"与"将車人"」(同氏著『秦漢交通考古』中

王子今『秦漢交通史稿』(中共中央党校出版社、一九九四(4) 漢代の運送業については、前掲註(43)各論考の他、

年)中の第十二章「秦漢運輸業」参照

業者・商人に同道して河西に赴いた者が存在したことも想ら、同様に「爲家私市」として伝を取得し、河南郡の運送君の妻のように同道して立ち会う依頼主・出資者もいたか(45) 委託販売の場合、「建武三年候粟君所責寇恩事」の粟

(47) 概説でもこのような視点による説明がされる。例えば(『東洋文化研究』一七、二〇一五年)などが論じている。言論考、柿沼陽平「戦国時代における楚の都市と経済」言論考、柿沼陽平「戦国時代における楚の都市と経済」

九九七年)の第四章「武帝時代の外征と内政」など。西嶋定生『秦漢帝国 中国古代帝国の興亡』(講談社、

敦煌漢簡……甘粛省文物考古研究所編『敦煌漢簡』・※本稿使用の出土史料テキストは以下の通り。

一九九一年

『居延漢簡』中央研究院歷史語言研究所専刊之一〇九、中央研究院歷史語言研究所、一九五七年・簡牘整理小組編図版之部』中央研究院歷史語言研究所専刊之二十一、中漢簡釈文合校』文物出版社、一九八七年・労榦『居延漢簡 一九三〇年代居延漢簡

五年、(参)二〇一六年 一九七〇年代居延漢簡……甘粛省文物考古研究所・甘粛省

央研究院歴史語言研究所、(壱)二〇一四年、(弐)二〇一

中国社会科学院簡帛研究中心『肩水金関漢簡』中西書局、 研究所・甘粛省博物館・中国文化遺産研究院古文献研究室・ 肩水金関漢簡……甘粛簡牘保護研究中心・甘粛省文物考古 博物館・文化部古文献研究室・中国社会科学院歴史研究所 『居延新簡 甲渠候官与第四隧』中華書局、一九九四年

(壱) 二〇一一年、(弐) 二〇一二年、(参) 二〇一三年、

付記 (C)「西北周縁領域の歴史的展開からみた中国古代史の再構 (肆) 二〇一五年、(伍) 二〇一六年 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究

一部である。

築に関する基礎的研究」(課題番号15K02911)による成果の

《明治大学文学部史学地理学科 准教授)

31

### 附表 使用伝·致簡番号一覧表

				Г							
敦煌	酒泉		張掖	金城	武威	隴西	安定	雎	会稽	斉	南陽
数(B):T27.61	伝:495.12+506.20/数(A):T21.224, T23.303, T24.814, T26.120, T37.1160/数(B):T6.50, 137, T8.61, T9.149, T15.4, T23.379, T24.156, T25.97, T37.1336, 1399, H2.67, C477, 340.40	1094, F3.173, 15.19, 213.28 (24): 16.141, 1941, 248, 11003, 162, 121.28, 262, 123.13, 123.59, 97, 73, 74, 924, 970, 1027, 124.48, 121, 170, 282, 515, 951, T26.46, 63, 118, T271, T29.135, T30.9, 10, 20, 132, 133, 152, 160, T31.6, 146, 159, T35.4, T37.79, 110, 742, 920, 966, 917, 992, 995, 1003, 1077, 1101, 1123, 1154, 1156, 1324, 1413, 1428, 1446, 1495, 1582, 1583, H18, 23, H21.6, 17, 64, 70, F3.49+581, 135, 240, 369, D1, 208+147, C154, C240, C339, C414, C588, C609, 15.20, 37.32, 334.33, 340.39 (26) (74.76, T6.54, T7.37, T9.16, 123, 143, 182, 362, T10.292, T21.223, 268, 272, T22.120, T23.467, 1015, T24.167, T25.92, T27.56, T28.42, T29.2, T37.101, 102, 357, 411, 431, 499, 536, 621, 827, 1104, 1108, 1125, 1224, 1333, 1414, F3.136+266, F3.314, D210, C428, 15.21, 51.3, 140.16	12.17.2.56, T6.39, T9.62, 177, 297, T10.313, T23.335, T24.42, 240, T25.15, T32.45, T33.39, 40, 44+47, T37.52, 160, 279, 284, 358, 524, 932, 938, 968, 1047,	依:137.1451	数(A):T37.51	数(A):T37.1155/数(B):T9.114	数(A):Cl9	致(B):T37.969	致(B):T10.299, 300, 301	惊:T37.1095, 1462+1471/ 数(A):T9.3, 28/数(B):T9.20, 126, T37.470	伝:T10.120, 121, 315, T31.20, 34, T37.733/数(A):T33.59, 91, T37.1444/数(B):T6.49, 96, T10.267, T25.171, T4H35, C415, C556, C614

EJT・EJF・EJD・EJC・の EJ、EJT4H の EJT4の表記はそれぞれ省略した。 王莽期の地名は「漢書」地理志所載の前漢期の地名として集計した。 漢簡に「大帝郡」に属すとされる陵邑は「漢書」地理志での所属郡国に入れて集計した。

# 使用伝有紀年簡番号 (あみかけは張掖郡民のもの)

宣帝期 (~五鳳二年) 11例 宣帝期(五鳳三年~)	宣帝期(
元帝期 5例	初元1 (T32.45) · 初元2 (T21.175) · 初元4 (T32.16, T37.279) · 永光2 (T33.40)
成帝期 5例	鴻嘉 2(T6.39): 鴻嘉 4(T9.177): 永始 2(T24.23): 永始 5(15.19): 元延 1(T37.1451)

二六七

東	洋	学	報	第九十九卷 第三号 二六八
哀帝期 4例	<u> </u>	建平2	(T37.160)・建平 3(T15.5, T37.1462+1471)・元寿 2(T23.897)	
	[6]	元始 5	(T23.335)	
王莽期 11	[6]	始建国	(F3.175)	

### THE TOYO GAKUHO

Vol.99, No.3 - December 2017

### (THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF THE TOYO BUNKO)

Relations between Frontier and Interior Commanderies during the Latter Part of the Former Han as Seen from the Movement of People through Jianshui Jinguan

### Takamura Takeyuki

This article examines the kinds of people who passed through Jianshui Jinguan 肩水金關, a Han period garrisoned checkpoint in the northwestern frontier region, in order to clarify the mobility of commoners and the actual relationship between frontier and interior commanderies (*jun* 郡), utilizing mainly the Han period bamboo and wooden slips unearthed at Jianshui Jinguan.

Although carrying a passport (chuan (年)) was required when travelling during the Han Period, there were no strict institutional restrictions on long-distance travel, even in the case of commoners on the road for personal reasons. The author's examination of the Han bamboo and wooden slips from Jianshui Jinguan reveals that not a few people from the interior commanderies passed through this checkpoint, a considerable number of whom had obtained passports for the purpose of "private commerce for family business," and shows that many people were transporting goods from the interior to the frontier commanderies to sell and then returning with cash that had been originally sent as taxes from the interior commanderies. Thus, not only did frontier commanderies obtain from the interior goods that the state alone could not distribute in sufficient quantities, but they were also sending back money to the interior. Such trans-actions reveal one more link between the interior and frontier commanderies separate from the state-controlled distribution of goods between the two regions.

That being said, the majority of the people of the interior commanderies did not directly traded their products with the frontier commanderies of Hexi

河西 and elsewhere, but chose either to stay at home to sell their wares locally, or to commission agents to carry and peddle them in the frontier commanderies. Therefore, most of the private-sector interaction between interior and frontier commanderies was in fact conducted by professional merchants and transport agents acting on behalf of commoners of the interior, passing through Jianshui Jinguan with passports obtained on the pretext of "private commerce for family business." In the case of Hexi, the overwhelming majority of these agents were from the nearby commanderies of Henan 河南, where commerce had traditionally flourished. In other words, the actual interaction that occurred between the northwestern frontier commanderies, starting with the four commanderies of Hexi, and the interior commanderies was characterized by formal state-operated commodity distribution and military service, on the one hand, and by merchants and transport agents from the commanderies of Henan travelling to and from the interior and the frontier on behalf of clients.

The Exchange of Information between Central and Local Governments during the Qing Period: An Analysis of the *Titang* System

### YIN Qing

This article focuses on the actual functions of the post of *titang* 提塘 and the operations of the *tang* 塘 departments of official couriers which he commanded, in order to clarify how information was exchanged between the central and local governments during the Qing period. Although the post of *titang* was continued from the Ming Dynasty, local *titang*s set up at military bases during the Ming era were shut down in the early Qing period, leaving only *zhujing titang* 駐京提塘 in Beijing and *zhusheng titang* 駐省提塘 in the provincial capitals, the role of whom were stipulated in the Collected Statutes of the Qing Dynasty (*Daqing Huidian* 大清會典).

Both the posts of *zhujing titang* and *zhusheng titang* were held by lower-ranking officers of the Green Standard Army (Lüying 綠營), whose duty was to deliver official documents exchanged between central government bureaus such as the Six Boards (Liubu 六部) and local administrative offices, as well as the Peking Gazette (*dibao* 邸報) which contained information of the central